

令和7年度芽室町議会基本条例検証シート集計表

【検証結果の基準】

- ①条文に従いこれまでどおり取り組む
- ②改善・拡充に向け新たに取組を検討
- ③今回の検証をもとに条文を改正
- ④条文の表現や字句を整理
- ⑤その他

条 項		検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	条例改正の 必要性	分析評価	今後の取 組み
		①	②	③	④	⑤					
前文		12	3	0	1	0	地方議会は、二元代表制のもとで、行政機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指しています。 芽室町議会（以下「議会」といいます。）は、町民によって選ばれた議員（以下「議員」といいます。）で構成し、本町の最高規範である芽室町自治基本条例（平成19年芽室町条例第3号）による議会の役割と責務に基づき、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「町長等」といいます。）と緊張関係を保持しながら、町の最高意思決定機関であることを認識し、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展のために活動します。 また、議会は合議制の議事機関であり、町民への積極的な情報の公開、共有と説明責任の遂行により、町民の意思を的確に把握し、自由かつ適当な討議を通じて、最も有益な結論に導いていく責務があります。議員は、研鑽を積み、町民参加を基本としてまちづくりを推進する責務があります。 よって、議会の公正性・透明性を確保するとともに、「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指し、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定します。		検討	議会基本 条例制定 からこの 間、地方 議会を取り 巻く環境は大きく 変化している。 前文は条 例の趣 旨、目 的、基本 原則を示 したものであり、 点検が必要。	出された 意見も含め、前文 についてはあらためて全議員で協議 する。
	(記述)	・月1回程度、夜間に議会窓口（相談、意見徴収期間）を議員数名交代制で設置する。 ・議会基本条例制定から13年目を迎える。この間地方議会を取り巻く環境は大きく変化しました。前文は議会としての存在意義、理念、覚悟を町民に示す宣言でもありと考えます。改正ありきではなく、前向きに検討する作業も必要。 ・「分かりやすい議会」の実現に向けた取組が進展する中で、ICTの活用や若者世代の参加促進、議会活動の可視化をより明確に位置付けるため、SNSや動画配信等を活用した情報発信の強化を図る旨を前文に反映することを検討する。									
	②										
	③										
	④	・いまの時代に即した表現について検証してはどうか。 例えば、 ・主権者教育・政治参加の促進 ・持続可能な議会・地域社会 ・多様な担い手の確保 ・対話と熟議 ・将来世代への責任 など									
	⑤										
		14	2	0	0	0	3 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映します。	・これまで公聴会制度を運用して事例はない。		公聴会制度についてはどのような場面で活用するかを検討する。	公聴会制度について
	(記述)										

条 項		検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	条例改正の 必要性	分析評価	今後の取 組み
		①	②	③	④	⑤					
第8条		②	・公聴会制度の活用実績はないが運用方法などの具体的取り決めは作成すべき。 ・今後は必要に応じ制度の運用を検討する。						検討	面で活用 できるの かなど学 ぶ機会が 必要	て学ぶ機 会の創出
		③									
		④									
		⑤									
		13	3	0	0	0	5 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。		検討	対象や手 法ついて は今後も 協議・検 討が必要	関連規定 について 検証し、 必要に応 じて改定 する。
		(記述)	② ・条文に関連する実施規定の検証。 ・議会報告と意見交換会は毎年開催しているものの参加者層が固定化する傾向が見られることから、若者世代を対象とした特化回の設定やテーマ別分科会方式の導入、オンライン併用による参加機会の拡充など、多様な町民が参画しやすい開催手法への改善を検討する。 ・地域フォーラムのありかたを確認 実施時期、会場の設定。								
		③									
	④										
	⑤										
第9条		11	5	0	0	0	2 議会は、情報通信技術（ＩＣＴ）の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行います。	・広報を読む・ホームページを見ている町民の数を把握していない。 ・議会広報活動が町民に伝わっていない部分がある。 ・SNS運用については高校生などからも改善の意見がある。	検討	議会広報の 充実につ いて、委 員会設 置も含め て役割の 検討が必要。	広報広聴 委員会の 設置も含 め、議会 広報のあ り方、手 法等につ いても検 討が必要
		(記述)	② ・議会だより及びホームページを見る町民の頻度のアンケート及び必要な情報の意見を聞き、新たな議会だよりのあり方を検討する。 ・広報広聴委員会等の検討。 ・情報通信技術の進展により情報取得手段が多様化する中、従来の紙媒体中心の広報に加え、ショート動画の活用や政策論点の図解化、AI字幕等による視認性の向上、若年層を意識したコンテンツ発信などを通じて、より多くの町民に届く議会広報へと発展させる取組を検討する。 ・委員会議録についてはICTの活用により議員及び説明員の発言等をもう少し詳しく記載すべき。 ・限られた事務局の人的資源ではあるが、町民が情報を得やすい発信手法について引き続き検討する。								
		③									
		④									
		⑤									

条 項		検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	条例改正の 必要性	分析評価	今後の取 組み
		①	②	③	④	⑤					
第10条		12	2	1	1	0	2 議会は、議会の基礎的な資料・情報、議会の評価等を1年ごとに調製し、議会白書として町民に公表します。	・町民が読みにくい。 (画一的な内容…ページ数が多い) ・興味を持つキャッチ的な項目見出しが必要。	検討	議会評価 と自己評 価の違い が分かり にくいた め、条文 について も整理が 必要	評価につ いてあら ためて検 証し整理 する。
		(記述)									
		②	・議会白書及び自己評価が形式的な報告にとどまらないよう、議会活動の実効性を客観的に検証する観点から、KPIの設定や数値化による評価手法を導入し、自由討議の実施回数、議員提出議案数、町民参加事業の実施件数等を具体的指標として明示する仕組みの構築を検討する。 ・先進地議会の取り組みを参考にする。								
		③	・議会白書2年ごとで								
		④	・議会の評価とは、議会基本条例の検証なのか、次項の活性化策を指すのかわかりにくい。2項と3項については文言整理が必要と思う。								
		⑤									
		14	1	0	1	0	3 議会は、議会の活性化に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表します。		検討	議会評価 と自己評 価の違い が分かり にくいた め、条文 について も整理が 必要	評価につ いてあら ためて検 証し整理 する。
		(記述)									
		②	・自己評価の意義を町民に理解してもらうための検証。								
		③									
	④	・議会の評価とは、議会基本条例の検証なのか、次項の活性化策を指すのかわかりにくい。2項と3項については文言整理が必要と思う。									
	⑤										
		9	2	5	0	0	議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第96条第2項の議決事件について、次のとおり定めます。 (1) 芽室町総合計画に係る基本構想及び実施計画 (2) 定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告 (3) 芽室町都市計画マスタープラン				
		(記述)									
		②	・芽室公園再整備基本計画は、多額の財政支出と将来にわたる維持管理費を伴い、本町の都市機能及びまちづくりの方向性に大きな影響を及ぼす重要政策であることから、議会の議決責任をより明確にする観点に立ち、第14条第1項の議決事項に「芽室公園再整備基本計画」を追加する改正を検討する。 ・他自治体事例を参考にし、他に議決が必要な案件（町の計画）がないか検証する。								

条 項		検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	条例改正の 必要性	分析評価	今後の取 組み	
		①	②	③	④	⑤						
第14条	議決事項の拡大						・現在、パークPFI手法を含む芽室公園再整備構想の策定が進められている。委員会調査においては、構想段階では具体的な事業費は示されず、今後の計画策定段階で明らかになるとの説明があった。 特に、パークPFIは民間活力の導入という新たな手法を用いるものであり、初期投資のみならず維持管理費、収支見通し、リスク分担なども含めた総合的な検証が求められる。これは単なる施設整備ではなく、町の将来に影響を及ぼす政策判断である。 過去の新嵐山における事業の経過を踏まえれば、個別判断の積み重ねの結果として全体像が見えにくくなり、結果的に大きな財政負担を生じさせることのないよう、制度的な歯止めを講じる必要がある。同じ轍を踏まないためにも、構想段階から議会が全体計画に関与し、議決責任を明確に果たす仕組みを整えるべきである。 ③ よって、地方自治法第96条第2項に基づく議決事件として、芽室公園再整備計画を新たに位置付けることを検討すべきと考える。 しかしながら、公園全体の再整備に係る総事業費や将来的な財政負担の全体像が示されないまま、個別の整備事業費のみが単年度ごとに提示される形では、議会として総合的・中長期的な観点から適切な判断を行うことは困難である。事業を構成する個別事業の可否だけでなく、全体構想として妥当か、財政規律との整合が図られているか、将来世代への負担が適正かといった観点からの審査が不可欠である。 ・「芽室公園再整備基本計画」は、多額の経費が見込まれることから、議決事項とする改正が必要と考えます。 ・大規模プロジェクト案件については議決事件として追加すべき。 ・議会として、監視機能を強化するための議決事項の拡大は重要。議会内での協議は早急に実施すべき。 ・議決事項の検証と改正が必要。	現在が必要なし	必要に応じて改正を行う必要がある。	今後も議決事項については検証していく		
		④										
		⑤										
第16条	自由討議による合意形成	14	2	0	0	0	議会は、議員による討議の場であり、議員相互の討議を中心に運営します。	・討議に参加しにくい。	検討	議員間討議の充実の必要性	議員間討議について改めて検証し充実を図る	
		(記述)										
		②	・自由討議は委員会ごとに分けるなど、積極的に意見を述べ合う仕組みが必要。 ・自由討議手法の改善や本会議での自由討議なども検討する。									
		③										
		④										
		⑤										
第17条	議員政策討論会の開催	14	2	0	0	0	議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上を図るため、議員政策討論会を開催します	・今期はまだ実践事例がない。	検討	政策討論会について目的や手法など共通認識を図る必要がある	政策討論会について目的や手法など共通認識を図り、政策形成能力の向上につなげる	
		(記述)										
		②	・政策討論会開催の必要性について共通認識を持ち、年間の委員会スケジュールに組み込む。 ・政策討論会の意義の確認が必要。									
		③										
		④										
		⑤										

条 項		検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	条例改正の 必要性	分析評価	今後の取 組み		
		①	②	③	④	⑤							
第22条		14	1	0	1	0	2 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ 効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ります。なお、当分の間は、執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任等を考慮します。	・ 条例・修正・意見書作成する余裕がない。	検討	文言整理 の必要が ある	条文につ いて再度 検証する		
		(記述)											
		②	・ 事務局体制の強化、人員増、条例・修正・意見書作成の仕組みづくり。										
		③											
		④	・ 「なお、当分の間は、」の文言は実態を踏まえると削除しても良い。										
第23条		14	1	0	1	0	2 議会図書室は、議員のみならず、町民、町長等においても利用することができます。	・ 今年度、町民に向けた議会の取り組みの資料提示があった。	検討	議会図書 室の活用 の方向性 及び条例 の文言に ついて整 理が必要	議会図書 室の活用 については今後の 方向性につ いて検証 する。文言につ いて検討 する		
		(記述)											
		②	・ 更なる議会図書室の活用の検証。										
		③											
		④	・ 字句の整理が必要と感じる。										
第28条		15	1	0	0	0	2 議会は、芽室町議会傍聴条例（平成24年条例第34号）に定める町民等の傍聴に関して、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行います。		なし	傍聴資料 については 検証が 必要	傍聴資料 の再検討		
		(記述)											
		②	・ 資料の提供媒体は紙資料のみならずタブレット貸与などの検討も必要。										
		③											
		④											
				15	0	0	1	0	3 議員定数の改正については、法第 74 条第 1 項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。		検討	「必ず」 の文言に ついて整 理が必要	文言整理
				(記述)									
				②									
				③									
				④	・ 条文の検証と改正が必要。								
				⑤									

条 項	検証結果集計 (単位：人)					条 文	取組状況・ 課題等	条例改正の 必要性	分析評価	今後の取 組み
	①	②	③	④	⑤					
第29条	16	0	0	0	0	4 報酬等の改正については、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。		検討	「必ず」 の文言に ついて整 理が必要	文言整理
	(記述)									
	②									
	③									
	④									
	⑤									